

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童相談所担当 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課児童相談係

一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童福祉の推進につきましては、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護等が増加しているなどにより、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られることから、昨年度同様、全ての一時保護施設に対して下記1の調査を実施いたしますので、平成21年3月13日（金）までに回答方よろしくお願いいたします。

また、下記1の調査の結果、定員不足の状態にある一時保護施設を有する自治体におかれては、下記2のとおり、平成21年度末までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」を策定いただき、平成21年3月31日（火）までにご提出いただくようお願いいたします。

記

1. 一時保護施設の定員不足状態に関する調査

(1) 調査対象となる自治体

一時保護施設を有する全ての自治体

(2) 調査内容

別添1のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月13日（金）

(4) 提出方法

別添1に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

2. 緊急整備計画の策定

(1) 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

上記1の調査により、平成20年1月～12月末までの間で、一時保護施設の定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する自治体

(2) 緊急整備計画に盛り込む事項

別添2のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月31日(火)

(4) 提出方法

別添2に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

(5) 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

- ① 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金(次世代育成支援対策施設整備交付金)の取扱いに関し、優先的に取扱う。
- ② 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める(「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について(交付要綱)」の第7に基づく特例措置)

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には、認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。

(児童保護費等負担金(入所施設措置費))

(6) 緊急整備計画の策定を行わない自治体への措置

次の①及び②の補助について、緊急整備計画の策定を要件とする

- ① 一時保護施設整備(ハード交付金)
- ② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」の2事業

[問い合わせ先]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係

西浦、阿部

電話番号：03-5253-1111(内線7829)

FAX番号：03-3595-2668

メールアドレス：abe-masatoshi@mhlw.go.jp

(別添1)

一時保護施設の定員不足状態に関する調査

自治体名 _____

※ 以下について、一時保護施設毎に記入してください。

1. 一時保護施設名 ()
2. 定員数
平成20年度当初定員 (名)
平成19年度当初定員 (名)
3. 平成20年1月1日～12月末日までの間で、定員を超えて一時保護を行った日数
(日)
4. 平成20年1月1日～12月末日までの間の、1日当たりの平均入所率
(%)
【平均入所率の算式＝(平成20年1月1日～12月末までの保護延べ日数)
÷365日÷定員×100】

提出期限：平成21年3月13日(金)

(別添2)

一時保護施設等緊急整備計画について

自治体名 _____

※ 別添1（一時保護施設の定員不足状態に関する調査）の3において、定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上ある施設を有する自治体は記入してください。

1. 定員を超えて保護を行うこととなった要因

（保護児童数の増加の背景、定員超過の要因（一時保護施設の定員がそもそも足りていない、児童養護施設等の定員が足りていない、入所予定児童の年齢・性別等と児童養護施設等の居住環境が合致していないなど）等について、具体的にご記入ください。）

2. 平成21年度末までの定員の増員数

施設種別	21年度当初		21年度末		ハード交付金活用予定の増員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立支援施設					
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1：暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注2：「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注3：「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注3：自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注4：「情緒障害児短期治療施設」の定員数欄には、通所定員は含めないでください。

注5：「ハード交付金活用予定の増員数」欄には、定員の増員に当たってハード交付金を活用することにより増員する予定の数を記入してください。

3. 平成21年度末までの、定員不足解消見込み

① 1及び2を踏まえて、平成21年度末までに定員不足を解消する見込み
あり ・ なし

② ①でなしと回答した場合には、その理由と今後の対応方針等についてご記入ください。

4. これまでの取組（平成18年度又は平成19年度にも緊急整備計画策定対象となった自治体については、これまでの定員の増員数をご記入ください。）

① 策定対象となった年度
（ 年度）

② 策定対象となった年度の翌年度当初から平成20年度末までの定員の増員数

施設種別	※※年度当初		20年度末		ハード交付金の 交付を受けて増 員した定員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1：※※には、貴自治体が緊急整備計画策定対象となった最初の年度の翌年度を記入してください。

・平成18年度、19年度ともに対象の場合は、「平成19年度」と記入してください。

・平成19年度から対象となった場合は、「平成20年度」と記入してください。

注2：暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注3：「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注4：「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注5：自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注6：「情緒障害児短期治療施設」については、通所定員は含めないでください。

提出期限：平成21年3月31日(火)